(PDF 版・5の1のウ) 『教会教義学 神の言葉Ⅱ/4 教会の宣教』「二十四節 教 える教会の機能としての教義学」「一 教義学の実質的課題」
(文責・豊田忠義)

「二十四節 教える教会の機能としての教義学―― 教義学の実質的課題」(191-208 頁)

「一 教義学の実質的課題」

それが、人間論的な自然的人間であれ、教会論的なキリスト教的人間であれ、誰で あれ、キリストにあっての神としての神だけでなく、われわれ人間も、われわれ人間 の自主性・自己主張・自己義認の欲求もという不信仰・無神性・真実の罪のただ中を 生きており、「自然的な人間の詭弁によって、いつでも神との交わりに入り服従して行 くことを中止させようとする誘惑や危険があるのであり、〔第三の形態の神の言葉であ る〕教会の宣教の事実は、またこの側面においても曖昧な事実であるから」、「この側 面において」、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能(教 会的な補助的奉仕)としての教会「**教義学の課題」は**、「啓示ないし和解の実在」その ものとしての起源的な第一の形態の「**神の言葉を**〔その最初の直接的な第一の「啓示 ないし和解」の「概念の実在」(啓示の<しるし>)としての第二の形態の神の言葉で ある聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・ 標準として、絶えず繰り返し、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方 で〕聞く教会に対して、それが神の言葉を聞く時に、<何を>聞くのかということを 思い出させ、意識させるという課題」、すなわち「教えの純粋さを問う」教会教義学の 課題(あの純粋な教えとしてのキリストにあっての神としての神、キリストの福音を 尋ね求める「神への愛」の課題)と区別を包括した単一性においてその教会教義学の 課題に包括された「正しい行為を問う」「特別的な神学的倫理」の課題(あの「神への 愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエ ス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公 同ノ教会」共同性を目指す課題)との全体性における「<実質的な>課題でなければ **ならない」。「それは、教会が、まさに**〔イエス・キリストにおける神の自己啓示から して、その「啓示自身」が「啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>を、「啓示 ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の 自己運動を持っているところの〕<**何>の動力に基づいて、ただ単に**〔終末論的限界 の下でのその涂上性で、絶えず繰り返し、聖書に聞き教えられることを通して教える という仕方で〕聞く教会であるだけでなく、聞く教会として、また教える教会でもあ るためである」。それは、「教会が聞き従うことと共に、直ちにあらゆる事情の下で、 その現在の、あるいは未来のふさわしさ、ふさわしからざる姿を考慮して、躊躇逡巡

することなしに」、「全くただ約束の性質の故に」――すなわち「まことのイエス・キ **リストの教会**」(キリストにあっての「神の教会」)としての「自分の事柄が〔「啓 示ないし和解の実在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリス ト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の実在」 (「啓示の<しるし>」) としての第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的 同一性> [区別を包括した同一性]」において現存している聖書の中で証されたキリ ストにあっての〕**神の事柄であり、神ご自身が、**〔イエス・キリストにおける神の自 己啓示からして、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の<総体 的構造>に基づいて〕教会の中で、ご自分の言葉を語ろうと欲し、語り給うであろう という<約束>の性質の故に」、「事を始めるべく強いられるためである」。このよ うな訳で、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能として の教会「教義学が、教会に対して負うている呼びかけは、ただ単に〔「教える教会 は、神の言葉と直面することを避けてはならず、神の言葉に合わせて身を処して行か なければならないという要求や要請」としての〕形式的なこと……だけであり続ける ことはできないし、そのようなことは許されない」。第三の形態の神の言葉である教 会は、「教えの純粋さを問う」教会教義学の課題(あの純粋な教えとしてのキリスト にあっての神としての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」の課題) と区別 を包括した単一性においてその教会教義学の課題に包括された「正しい行為を問う」 「特別的な神学的倫理」の課題(あの「神への愛」を根拠とした「神の讃美」として の「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエ ス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指す課題)との 全体性における教会でなければならない。何故ならば、第三の形態の神の言葉である 「教会の宣教の事実は、神的な約束からしては自明的であるしそれ自体確かなことで ある」が、「その人間的な実現という点ではそうではない」からである、「その点にお いては、全線にわたって曖昧さが支配している」からである、「教会の秩序と共に、教 会の生が不確実である」からである。したがって、「教会の教えの積極的な確証、強 化、運動、生命を与えることは、最後的……決定的にはただ〔神的愛に基づく父と子 の「交わりの中で、父は子の父、言葉の語り手であり、子は父の子、語り手の言葉で あるところの行為」・働き・業である〕聖霊を通して働く神の力強い言葉そのものか らしてだけ期待されることができるのであるが」、それ故に「教えの純粋さを問う」教 会教義学の課題(あの純粋な教えとしてのキリストにあっての神としての神、キリス トの福音を尋ね求める「神への愛」の課題)と区別を包括した単一性においてその教 会教義学の課題に包括された「正しい行為を問う」「特別的な神学的倫理」の課題(あ の「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関と循環にお いて、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、 聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指す課題)との全体性における「純化は、最後的…

…決定的には、ただ〔その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の 形態の〕神の言葉そのものからして期待されることができるのであるが、「同時にまた 〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教における一つの補助的機能と しての教会]教義学は、神の言葉と教会に対して果たさなければならない……奉仕 を、……この面においても拒むようなことがあってはならない」。終末論的限界の下で のその途上性で、絶えず繰り返し、第二の形態の神の言葉である聖書に聞き教えられ ることを通して教えるという仕方で「**教える教会そのものが繰り返し新しく構成され** るようになること」は、「ただ単に、神の言葉の中でその規則と標準が、教会の教えに 出会うということで出来事となって起こるだけでなく」、「そのことを超えて……教会 **の教えが、その同じ**〔その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の 形態の〕神の言葉の中に自分の<源泉>を持ち、それ故に神の言葉からして秩序づけ られると同時に、また力あるものとされるということでもって出来事となって起こる **のである**」。起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動からして――換言 すれば起源的な第一の形態の神の言葉(イエス・キリスト自身)、それを起源とする第 二の形態の神の言葉(聖書、預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての 言葉、証言、盲教、説教」)、それを自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法 延・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉(教会の<客観的な>信仰告 白および教義Credo)、換言すれば三位一体の唯一の啓示の類比として神の言葉の実在 の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在 している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉 の三形態」の関係と構造(秩序性)、「キリスト教に固有な」類と歴史性からして、「秩 序づけられると同時に、また力あるものとされるということでもって出来事となって 起こるのである」。

そのような訳で、「その側面においても」、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教会「教義学」は、「神の言葉に対する一つの特別な奉仕を持っているとするならば、その奉仕は、明らかに……教えの源泉としての〔イエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書の中で証された起源的な第一の形態の〕神の言葉のその性格を指し示し、神の言葉を、それが〔絶えず繰り返し、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方で〕聞かれる時、聞かれることによって、語るようにうながし、語ることを必然的に、可能に、現実にするところの言葉として、まさにただ単に〔第三の形態の神の言葉である〕教会の教えの秩序だけでなく、また〔第三の形態の神の言葉である〕教会の教えの秩序だけでなく、また〔第三の形態の神の言葉である〕教会の生をも基礎づけ保持する言葉として理解さることから成り立っていなければならない」、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)における第二の形態の神の言葉である「聖書によって宣教を義務づけられてい

る」第三の形態の神の言葉である「教会の課題の故に、み言葉の賜物を、ただ単に課 題としてだけでなく、また賜物として理解させなければならない」。したがって、第三 の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教会「**教義** 学」は、「それが、〔イエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である 聖書の中で証された起源的な第一の形態の〕神の言葉を、〔「全教会と共に服せしめら れている」〕 規準〔・原理・法廷・審判者・支配者・標準〕として指し示すことによっ て」、「神の言葉が賜物として明らかとなり、自分自身で語ってくるために」、「神の言 **葉を展開して行かなければならない」、**「キリスト教に固有な」類の深化と豊富化の時 間累積を果たして行かなければならない。しかし、第三の形態の神の言葉である教会 の宣教における一つの補助的機能としての教会「**教義学」は、「説教ではなく、むしろ** 教会の教えについての学問的な吟味として、ただ教会の宣教に対する奉仕〔教会的な 補助的奉仕〕でしかない」ということについて認識し自覚していなければならない。 したがって、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の 形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・ 審判者・支配者とて、絶えず繰り返し、それに聞き教えられることを通して教えると いう仕方でなされるところの、区別を包括した単一性における「正しい行為を問う」 特別的な神学的倫理学(あの「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人 愛」の課題)を包括した「教えの純粋さを問う」教会教義学の課題(あの「神への 愛」の課題)の全体性において構成される第三の形態の神の言葉である教会の宣教に おける一つの補助的機能としての教会「**教義学」が、「もしも……**〔第三の形態の神の 言葉である教会の宣教における〕**事柄、対象、すなわち教会の宣教をして活動させ要** 求してくるところのことを、ただ単に外から考察し外から考察されたものとして教会 の宣教に対しその律法〔神の命令・要求・要請〕として提示するだけであるとすれ ば」、また「もしも……身をもってこの事柄と関わり、事柄をそれが現にそうであるよ うに福音として理解し、教会に対しても福音として理解させて行かないならば」、「教 **義学は、この奉仕を行うことはできない**」。 したがってまた、「抽象的に律法として理 解された名目だけの神の言葉」対する「奉仕は拒否されなければならない」。福音と律 法は二元論的に対立しておらず、ただ神の側の真実としてのみある主格的属格として 理解されたローマ3・22、ガラテヤ2・16等の「イエス・キリスト<の>信仰」(イエ ス・キリスト<が>信ずる信仰)による「律法の成就」・「律法の完成」(「イエス・キ リストが律法の終わりとなられた方である」)、それ故に「神の義、神の子の義、神自 身の義」、それ故に成就され完了された個体的自己としての全人間・全世界・全人類の 究極的包括的総体的永遠的な救済(「この包括的な救済概念は、平和の概念と同じであ る」) そのものであるところの、その「死と復活の出来事」における「イエス・キリス トが律法の目標である」から、律法(神の命令・要求・要請)はキリストの福音を内 容とする福音の形式(あの「神への愛」と「神への愛」を根拠とした「神の讃美」と

しての「隣人愛」)であるように、「神の律法に対する奉仕および教会の中での奉仕において教義学」は、第一に、「ただそれが福音に対する奉仕である時、福音に対する奉仕である限り」、それ故に「教義学がその形式的な課題に取り組む際、同時に実質的な課題としてそれと取り組み、教会の生を呼び覚まし、確証し、強化し、動かし、生命を与える神の言葉の内容の展開および記述として着手する……限り」、〈教会〉教義学(〈福音主義的な〉教義学)であることができる、第二に、「神の言葉をば、それが、「それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)における〕神の言葉を〈対象〉として語らせることによって、規準「・原理・法廷・審判者・支配者・標準」として力を奮わしめる……」、第三に、自分自身、全く教会の教えを要求し活動させる〈事柄〉に身を向け、そこからして言葉に出してあるいは暗々裡に、多かれ少なかれ純粋なあるいは不純な教会の教えの様々な形態に対する必然的な批判を遂行する……」。

そのような訳で、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教における一 つの補助的機能としての教会「**教義学」は、「自ら……その全範囲にわたっての教会の** 教えの人間的な業に対して、ただ単に裁きを盲べ伝えるだけでなく、また<罪の赦し >……を宣べ伝えるべく強いられる……」。「しかし、それだからと言って、〔教会〕教 義学」は、「確かに教会の誤った姿を大目に見はしない……」、「誤謬と虚偽に対して、 **教会とその教えを限界づける……」。**「しかし、その限界設定は、積極的な意味なし に、<約束>なしに、換言すればそこで必然的に引かれなければならない限界を超え て行くようにとの<招き>なしに起こることはあり得ない……」、まさに「**殺す律法** も、生かす福音からして、生かす福音と共に力を奮わしめられることができるのであ って、決してそれ以外の仕方で力を奮わしめられることができるわけではない」よう に、まさに「福音書の中ではすべてのことが受難の歴史に向かって進んでおり、しか もまた同様にすべてのことは受難の歴史を超えて甦り・復活の歴史に向かって進んで いる」ように、すなわち「旧約〔「神の裁きの啓示」・律法〕から新約〔「神の恵み の啓示」・福音〕へのキリストの十字架でもって終わる古い世〔・時間〕は、復活 〔新しい世・時間〕へと向かっている」ように、「完全な敗北者であるわれわれ人間 の失われた非本来的な古い時間〔・世〕は、本来的な実在としてのイエス・キリスト の新しい時間「徹頭徹尾神の側の真実としてのみある、「キリスト復活四○日の福 音」、「実在の成就された時間」、「神の勝利の行為」、「まことの現在」〕によっ て包括され止揚され克服されてそこにある」ように、それ故にその「勝利の行為は、 敗北者もまた依然としてそこにいるところの勝利の行為である」ように――「人間の 人間的存在が〔生来的な自然的な〕われわれの人間的存在である限りは、われわれは 一切の人間的存在の終極として、老衰・病院・戦場・墓場・腐敗ないし塵灰以外に は、何も眼前に見ないのであるが、しかしそれと同時に、〔その生来的な自然的な〕

人間的存在がイエス・キリストの人間的存在である限りは、われわれがそれと同様に 確実に、否、それよりもはるかに確実に、甦りと永遠の生命以外の何ものも眼前にみ ないということ――これが神の恩寵である」、「『私がいま肉にあって生きているの は、私を愛し、私のために御自身をささげられた神の御子の信じる信仰によって、生 きているのである。(これを言葉通り理解すれば、<私は決して神の子に対する私の信 仰に由って生きるのではなく、神の子が信じ給うことに由って〔徹頭徹尾神の側の真 実としてのみある**主格的属格**として理解された「イエス・キリスト**が**信ずる信仰」に よって〕生きるのだということである)』(ガラテヤ二・一九以下)。〔それ故に、〕(中 略)自分が聖徒の交わりの中に居る……罪の赦しを受けた(中略)肉の甦りと永久の 生命を目指しているということ――そのことを彼は信じてはいる。しかしそのこと は、現実ではない。……部分的にも現実ではない。**そのことが現実であるのは**、た だ、われわれのために人として生まれ・われわれのために死に・われわれのために甦 り給う主イエス・キリストが、彼にとってもその主であり、その避け所でありその城 であり、その神であるということにおいてのみである」。第三の形態の神の言葉である 全く人間的な教会の宣教における一つの補助的機能としての教会「教義学」は、「それ らすべてを、〔あの「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)における〕神の言葉 を新たに教会に向かって語らせることによってなす……」、「教会に対して、ただ単に 神の言葉を聞き、神の言葉に従って自分を方向づけるようにと要求するだけでなく、 〔具体的には、聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・ 支配者・標準として、絶えず繰り返し、それに聞き教えられることを通して教えると いう仕方で〕自分の分を果たすことによって、そして教義学自身が、自分に与えられ た限り教えようと試みることによって、そのことをなす……」。第三の形態の神の言葉 である全く人間的な教会の宣教における一つの補助的機能としての教会「教義学」 は、教会に対して、「教会自身は、〔具体的には、聖書を自らの思惟と語りと行動にお ける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、絶えず繰り返し、それに聞き 教えられることを通して教えるという仕方で、〕実際にただ単に聞くだけでなく、聞く 教会としてまた教えることが許されているということを、……すすめ、促す……」。第 三の形態の神の言葉である全く人間的な「教会」は、起源的な第一の形態の神の言葉 自身の出来事の自己運動からして、「そのようにすべきなのではなく、むしろそのよう にすることが許されているのである」、「教会の現実存在の意味」は、「神の言葉に奉仕 し、それ故に〔聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方で〕教えるとい うことは、名誉であり、喜びであり、内的な必然性であり、恩恵である」という点に ある。「**まさに**〔聖書的啓示証言の中で証されたキリストの〕**福音を宣べ伝えざるを得** ない強制こそ〔あの「神への愛」と「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての 「隣人愛」、全世界としての教会自身と世のすべての人々が、純粋な教えとしてのキリ ストの福音を現実的に所有することができるためになすキリストの福音の告白・証

し・宣べ伝え――「もろもろの誠命中の誠命、われわれの浄化・聖化・更新の原理、教会が教会自身と世に対して語らねばならぬ一切事中の唯一のこと」、キリストの福音を内容とする福音の形式としての律法、神の命令・要求・要請〕」が、「同時に、教会の比類を絶した自由である」、第三の形態の神の言葉である全く人間的な「教会は、ただこの自由の中で生きることができるだけであり、この自由の外では死ぬことができるだけであるが故に、それを用いないことは、ただ単に不従順、不誠実であるばかりでなく、また愚かなことであり、自己を放棄することでしかない自由である」。